

静岡県が実施する「令和6年度建築工事事故防止重点対策」

交通基盤部が発注した建築工事（設備工事を含む営繕工事及び公営住宅工事）で令和5年度に、労働災害及び公衆災害（物損）が合わせて8件発生した。令和4年度の14件から減少したが、本年度に県が発注する建築工事における安全対策の重点項目を以下のとおり定め、現場での更なる周知徹底を図るとともに、安全パトロールを強化するなど、発注者と受注者が一体となって取り組み、これらの災害発生を0件とすることを目指す。

1 労働災害の防止

・適切な作業手順の順守・徹底

施工計画書等に記載された作業手順を順守するとともに、使用する重機や工具については、当該作業に適したものとし、適切な作業姿勢により行うよう作業員に徹底すること。

・作業員の転倒・墜落防止対策

高所作業となる通路や足場での作業時における、墜落制止用器具の着用、手摺・すべり止め等の対策と指差確認による足元の安全性チェック等の基本動作を徹底することに加え、可搬式作業台や脚立足場などのバランスを崩しやすい状況での作業では、作業員に対して適正使用に関する教育を徹底するとともに、複数作業員での作業や補助者の配置などの安全対策を図ること。

・玉掛作業時の挟まれ等の事故防止対策

作業員の役割・手順の明確化と作業合図による安全作業の徹底、吊上げ金具や玉掛ロープの点検実施、安全靴・手袋等の補助用具の配備と適正な使用を指導すること。

特に既存施設と近接した場所等で揚重作業を行う場合、作業に必要な空間を十分に確保することや、現場への出入時に工事車両は第三者等の通行等に十分に気をつける等の安全対策を図ること。

2 公衆災害の防止

・地下埋設物・躯体埋込み配管等損傷防止対策

『地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止マニュアル（営繕版）（中部地方整備局営繕部平成28年8月1日）』や『静岡県 地下埋設物の事故防止マニュアル（静岡県交通基盤部 令和4年11月1日）』に基づく事前情報の確認と管理者との現地立会によるダブルチェックを行うとともに、付近に埋設物がある可能性の高い場合は、手掘りを併用するなど慎重な掘削作業を作業員に徹底すること。

・既存施設や工事対象物への接触防止対策

工事現場内や搬出入口など、重機の移動や資材等搬出入用車両などを通行させる際に、既存施設や工事対象物へ重機等が接触する恐れがある場合には、事前調査を十分に行うとともに、誘導員の配置や必要な養生等を行うなどの対策をすること。

・仮設物等の転倒・飛散防止対策

足場等の仮設物や資材等が強風などで転倒又は飛散し、既存施設や工事対象物を損傷、汚損させることがないように、仮設物等の固定状況の確認や飛散防止対策を徹底すること。